



介護報酬改定による影響調査を実施しています。調査へのご協力を！

～調査の「目的」と主な「調査内容」～

2015年4月に介護保険制度の一部改正と介護報酬改定が実施されましたが、この影響がみなさんや勤めの介護サービス事業所で、どのように生じているかを調査し、検証した上で必要な取り組みを行うことを目的とするものです。社会保障費用抑制のために、介護保険制度や介護報酬が、なし崩しに改悪されれば、利用者やその家族にとって厳しい生活環境になりますし、サービス現場で働き、労働対価を得る私たちにとっても生活に関わる大きな問題です。国などに意見・要望する際に、論拠となる調査結果が必要ですし、みなさんの地域で議論する際にも全国的な状況などを知る資料となるものです。この調査へのご理解とご協力をお願いします。(介護部会長・佐保)

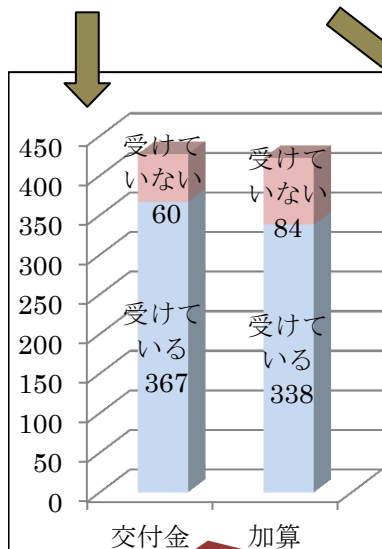
●調査票（事業所用）の構成

- 【基本データ】所属、組織、職員数など
- 【1. 処遇改善加算】処遇改善の状況など
- 【2. 離職者】離職者の状況など
- 【3. 訪問介護】生活援助の状況など
- 【4. 総合事業】総合事業実施の有無など
- 【5. 通所介護】職場の状況など
- 【6. 訪問・通所以外】報酬改定の影響など

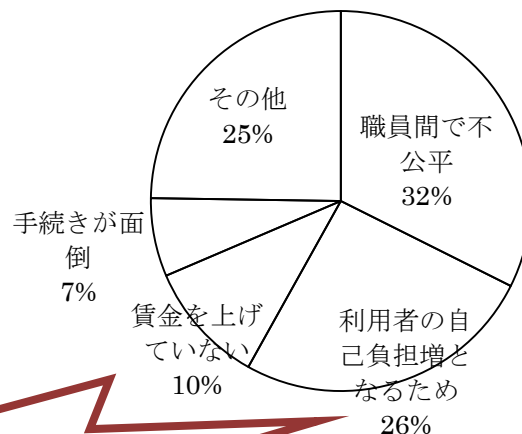
※調査票は、上記事業所用の他に各個人に対する影響調査用があります。

●前回（2012年度）調査の結果（一部）

回答数＝471件（うち未組織・未加盟 205件）



加算を受けていない理由



処遇改善加算：19.9%で加算を受けず

調査を通じて

みなさんの声を反映させよう！

あなたの職場では



介護職員処遇改善加算を申請していますか



2015年介護報酬改定は、全体で▲2.27%の改定率でしたが、これには介護職員処遇改善加算の充実分や重度者への対応強化加算等を含めたものであり、これらを含まないと▲4.48%の大幅なマイナス改定となります。ですので、勤務されている法人が介護職員処遇改善加算、特に加算区分Ⅰを取得しなければ、賃金アップは図れないどころか、次期改定で不要とされ廃止になる恐れもあります。

未申請の場合は、申請を要求しましょう！

（訪問介護）生活援助時間の区分変更への意見

- ・時間区分の変更にあつては、利用者の不満が極めて多い。そのニーズに対応すると全く収入にならず、事業存続にも関わらるほどの問題となる。結果、利用者に妥協いただくしかない。
- ・生活援助は身体介護と同様に個々のライフスタイルに沿った支援となるのに、報酬が少なくなるのはおかしいと思う。

